



平成 21 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 **オオゼキ**
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 石 原 坂 寿 美 江
 (コード番号 7617・東証第二部)
 問 合 せ 先 取 締 役 コーポレート部長 柵 山 健 哉
 (TEL 03-6407-2511)

MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 8 月 14 日開催の取締役会において、以下のとおり、MBO(*)の一環として行われるひまわり株式会社(以下、「公開買付者」といいます。)による当社普通株式に対する公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)に賛同し、応募を推奨することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きにより当社を完全子会社化することを企図していること、及び当社の普通株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

- * 本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、当社経営陣からの出資による公開買付者が、事業の継続を前提として、当社取締役会との合意に基づき、その支配権を取得するために行うものです。

記

1 公開買付者の概要

(平成 21 年 8 月 14 日現在)

(1) 名 称	ひまわり株式会社									
(2) 所 在 地	東京都世田谷区赤堤三丁目8番 15 号									
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 石原坂 寿美江									
(4) 主 な 事 業 内 容	1. 株式・社債等、有価証券への投資、保有及び運用 2. 不動産の管理、賃貸、保有及び運用 3. 前各号に付帯関連する一切の業務									
(5) 資 本 金	30,500,000 円									
(6) 設 立 年 月 日	平成 21 年 7 月 17 日									
(7) 大株主及び持株比率	石原坂 寿美江 100.00%									
(8) 上場会社と公開買付者の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>該当事項はありません。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>公開買付者の代表取締役である石原坂寿美江氏は、当社の代表取締役会長兼社長を兼務しております。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>該当事項はありません。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>当社の代表取締役会長兼社長である石原坂寿美江氏が、公開買付者の議決権の 100%を保有しております。</td> </tr> </table>		資 本 関 係	該当事項はありません。	人 的 関 係	公開買付者の代表取締役である石原坂寿美江氏は、当社の代表取締役会長兼社長を兼務しております。	取 引 関 係	該当事項はありません。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社の代表取締役会長兼社長である石原坂寿美江氏が、公開買付者の議決権の 100%を保有しております。
資 本 関 係	該当事項はありません。									
人 的 関 係	公開買付者の代表取締役である石原坂寿美江氏は、当社の代表取締役会長兼社長を兼務しております。									
取 引 関 係	該当事項はありません。									
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社の代表取締役会長兼社長である石原坂寿美江氏が、公開買付者の議決権の 100%を保有しております。									

2 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 21 年 8 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けに始まる一連の取引が

当社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な当社の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な価格による当社普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

なお、当社の代表取締役会長兼社長である石原坂寿美江氏は、公開買付者の代表取締役及び株主であるとともに、公開買付者との間で本公開買付けにおいてその保有する当社普通株式の全部を応募する旨の合意をしており、本公開買付けの決済後に公開買付者への出資を予定していること、当社の取締役である石原坂多聞氏は、公開買付者との間で、本公開買付けにおいてその保有する当社普通株式の全部を応募する旨の合意をしており、本公開買付けの決済後に公開買付者への出資を予定していることから、当社との構造的な利益相反状態になることに鑑み、石原坂寿美江氏及び石原坂多聞氏は特別利害関係人として、本公開買付けの賛同決議を含むマネジメント・バイアウト(MBO)のための一連の取引(以下、「本取引」といいます。)に関する取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議にも参加しておりません。

上記取締役会には、特別利害関係を有する石原坂寿美江氏及び石原坂多聞氏を除き、当社取締役の全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議しました。

さらに、上記取締役会には当社監査役の全員が出席し、出席した監査役はいずれも石原坂寿美江氏及び石原坂多聞氏を除くすべての当社の取締役が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(i) 本公開買付けの概要

公開買付者は、公開買付者の代表取締役である石原坂寿美江氏がその発行済株式の全てを所有しており、公開買付者は、当社の株券等を取得及び保有すること等を目的として設立された会社です。

今般、公開買付者は、当社の発行済普通株式(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)の全てを取得し、当社普通株式を非上場化することを目的として、本公開買付けを実施いたします。なお、本公開買付けは、当社が平成21年7月9日に提出した第52期第1四半期報告書に記載された平成21年2月28日現在の発行済株式総数(12,651,000株)から、上記四半期報告書に記載された平成21年2月28日現在の自己株式(946,920株)、石原坂寿美江氏が保有する株式(3,000,000株)、石原坂多聞氏が保有する株式(155,500株)及び佐藤由美氏が保有する株式(1,804,800株)を控除した株式数(6,743,780株)の2分の1に相当する株式数(3,371,890株)に、石原坂寿美江氏が保有する株式(3,000,000株)、石原坂多聞氏が保有する株式(155,500株)及び佐藤由美氏が保有する株式(1,804,800株)を加えた株式数(8,332,190株)を買付予定数の下限と設定しております。

公開買付者は、本公開買付けを、本取引の一環として行うことを企図しております。公開買付者の代表取締役であり、当社の代表取締役会長兼社長である石原坂寿美江氏は、当社の企業理念である、顧客、株主、社員の「幸福の循環」を継続的に実現するためには、当社普通株式を非上場化することが必要ではないかと考え、当社の中長期的な視点に立ち、事業戦略や資本政策についての検討を重ねてきました。その結果、今般、マネジメント・バイアウトの手法を用いて、当社を公開買付者の完全子会社とし、当社普通株式を非上場化す

ることが最善であると判断いたしました。

また、公開買付者は、石原坂寿美江氏、石原坂多聞氏及び佐藤由美氏(以下、総称して「当社大株主」といいます。)から、それぞれが保有する当社普通株式の全部(合計4,960,300株)について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。本公開買付けが成立した場合は、当社大株主は、本公開買付けの決済後に合計で約163億円を公開買付者に出資する予定です。

さらに、公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金として、金融機関から最大450億円程度の融資を受けることを予定しています。当該融資に係る契約では、公開買付者が保有する当社株式等を当該融資の担保に供し、当社が公開買付者の完全子会社となった後は、当社が公開買付者の連帯保証人となり、また当社の一定の資産等を当該融資の担保に供する可能性があります。

(ii) 本公開買付け後の経営体制

石原坂寿美江氏は、本公開買付けの終了後も継続して当社の代表取締役会長兼社長として当社の経営にあたる予定ですが、詳細については、今後公開買付者と協議しながら決定していく予定です。

② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

当社は、故代表取締役会長である佐藤達雄氏が、昭和32年に個人商店として創業し、地域住民への食料品(乾物主体)販売を開始いたしました。その後、昭和33年9月に有限会社大関総合食品を設立、昭和38年5月に生鮮品のテナントを導入し、更に消費者の支援をいただくに至りました。また、昭和40年8月にテナント部分を自社営業に変え、スーパーマーケットとして現在の業態が確立いたしました。その後、昭和50年8月に有限会社大関総合食品を改組し、株式会社大関総合食品(現株式会社オオゼキ)を設立(当時の代表取締役社長は佐藤達雄氏、資本金は1,500千円)いたしました。

当社は、顧客、株主、社員の「幸福の循環」を心から信じ、今日いらっしゃったお客さまに明日も来ていただくために、すべての従業員が一人一人のお客様に正面から向き合い、謙虚に教えを請い、全身全霊でお応えすることが、お客様の幸福につながり、当社の発展にもつながり、その結果、そこで働く従業員の幸福、当社の株主の皆様の幸福につながると確信しております。

昭和32年の創業以来、当社は、「お客様第一主義」を企業理念として、つねに「新鮮で高品質な食材を、お値打ち価格で提供する」ことを基本に、小売商店から脱皮して合理的なビジネスへの変革をはかってきました。スーパー業界の大型店舗化、チェーン店化などの大きな流れとは別に、生鮮品を中心に地域の暮らしに密着した“食”の提供者であることにこだわり、よりお客様本位の経営を実践してきました。社員の一人一人がお客様とのダイレクトなコミュニケーションによって、お客様がいま何を求めているのか、何に興味を持っているのかをより細かく、的確に把握するために、毎日繰り返し広げられるお客様との出逢いを特に大切にしています。そして、そのご要望にいち早く対応することで、効率性の高い戦略を生み出してきました。

わが国の経済は、原油価格や資源価格の高騰により個人消費が低迷し、また、米国に端を発する世界的な金融不安と、株式や為替の急激な相場変動等による企業業績や雇用・所得環境の急激な悪化により、景気の後退が鮮明になってきております。一方、当社の属する食品スーパー業界においては、消費者の節約志向や生活防衛意識の高まりの中で、いわゆる「内食化」傾向による需要の拡大とともに、コストパフォーマンスに対するより厳しい選別と、業種・

業態を越えた競合の激化が進行しております。

このような環境の中で、当社は新聞・テレビ等で報道される経済動向や同業他社のディスカウント路線にむやみに対応するのではなく、改めて当社の基本理念である「お客様第一主義」を確認・徹底することにより、お客様からの「買物をするならオオゼキ」の期待と信頼を強化・拡大することに注力してまいりました。

しかしながら、今後も消費者の低価格志向やコストパフォーマンスに対する意識は高まるものと予想され、それに伴い、当社を取り巻く経営環境は一層の厳しさを増すものと見込まれます。したがって、当社は、これまで以上に「お客様第一主義」を徹底し、お客様からの信頼の維持・拡大に一層注力していく必要があると考えております。また、各地域においても、今後、同業他社のディスカウント戦略や大手チェーンストアによる小規模店舗戦略などによる厳しい競争は避けられないものと予想されるため、「個店主義」や「地域密着主義」による各地域に特有のライフスタイルやお客様のニーズに対する細かな対応が改めて重要となってくると考えております。公開買付者は、こうした厳しい事業環境下で当社が勝ち抜いていくためには、当社のビジネスモデルを更に進化させ、当社の経営資源(ヒト、モノ、カネ)を再配分し、さらに競争力を持った、地域に貢献できる企業への変革が必要不可欠であると考えております。

こうした変革を実施するにあたっては、初期投資費用や特別損失等の一時的な費用の発生等も見込まれ、短期的ではあるものの、当社の経営に重大な影響を与え、当社の株主の皆様にも短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。さらには、当社が、中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な事業改革を機動的に遂行するためには、短期的な業績に左右されることなく、公開買付者、当社の経営陣及び従業員が一丸となって取り組む必要があります。そうしたことを踏まえ、公開買付者は、当社の株主の皆様にも経営改革に伴い発生するリスクの負担が及ばぬように回避しつつ、当社が永続的な成長を続ける企業体質を有する企業へと変換するためには、マネジメント・バイアウトの手法により、公開買付者が当社の全株式を取得することにより、非上場化することが最も有効な手段であるという結論に至りました。また、公開買付者が全ての当社普通株式を取得し、実質的に資本と経営を一体とすることにより、当社の経営陣及び従業員に対しての求心力を高められるものと考えられます。

当社は、平成 11 年に日本証券業協会に店頭登録し、平成 16 年にはジャスダック証券取引所に株式を上場し、平成 18 年には東京証券取引所市場第二部(以下、「東証二部」といいます。)に株式を上場しており、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、現在の当社の財務状況等からは、当面はエクイティ・ファイナンスによる資金調達は見込まれず、また、企業の内部統制(J-SOX)や四半期決算への対応など、近年の度重なる法制度の改正等により、資本市場に対する規制も強化されており、株式の上場を維持するために必要なコスト(株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用等)は、今後、益々増大することが見込まれることから、今後も継続して株式を上場することにより得られるデメリットがメリットを上回るものと考え、この点からも、マネジメント・バイアウトの手法が当社の中長期的な企業価値の向上にとって最善の手段であると考えてに至りました。

③ 本公開買付けにおける買付価格が妥当であると判断した根拠

(i) 算定の基礎

当社は、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関である株式会社エイ・ジー・

エス・コンサルティング(以下、「エイ・ジー・エス・コンサルティング」といいます。)に当社の株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 8 月 13 日付で株式価値算定書を取得しております。なお、当社は、当初からエイ・ジー・エス・コンサルティングに当社の株式価値の算定を依頼しており、算定機関を変更した事実はありません。

エイ・ジー・エス・コンサルティングは当社の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。株式価値算定書では、当社が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似公開企業比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF 法」といいます。)を用いて、当社の株式価値分析を行いました。エイ・ジー・エス・コンサルティングが各手法に基づき分析した株式価値の算定結果は以下のとおりです。

- (一) 市場株価法は、当社の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価法では、平成 21 年 8 月 13 日を評価基準日とし、直近の値付状況等を鑑みて、当社株式の東証二部における直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値を分析した上で、当社の1株当たりの株式価値を 2,570 円から 2,891 円と算定しております。
- (二) 類似公開企業比較法は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価法と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考え、採用しております。類似公開企業比較法では、上場類似企業の各種比準倍率を分析した上で、当社の1株当たりの株式価値を 2,773 円から 3,606 円と算定しております。
- (三) DCF 法は、企業の将来キャッシュフロー(収益力)に基づく評価手法であるため、継続企業(ゴーイング・コンサーン)の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF 法では、当社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、当社の1株当たりの株式価値を 3,610 円から 3,948 円と算定しております。また、将来の利益計画上、大幅な増減を見込んでおりません。

(ii) 算定の経緯

当社の取締役会は、エイ・ジー・エス・コンサルティングによる当社普通株式の株式価値算定の結果及びかかる結果についての説明を参考として、本公開買付けの買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討した結果、本取引が当社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な当社の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な価格による当社普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることを平成 21 年 8 月 14 日に決議しました。また、当社は、その保有する自己株式を本公開買付けに一切応募しないことを決定しております。

なお、当社は、エイ・ジー・エス・コンサルティングから買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(iii) 算定機関との関係

当社の第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングは、当社及び公開買付

者の関連当事者には該当せず、本件 MBO に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、公開買付者の第三者算定機関である野村証券株式会社(以下、「野村証券」といいます。)は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本件 MBO に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(3) 上場廃止の見込み及びその事由

公開買付者は本公開買付けにおいて取得する株式数の上限を設定しておりませんので、本公開買付けの結果、東京証券取引所の株券上場廃止基準(以下、「上場廃止基準」といいます。)に該当した場合、当社の普通株式は、所定の手続きを経て、上場廃止となります。

また、上場廃止基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け後に、下記「(4)いわゆる二段階買収に関する事項について」に記載のとおり、適用ある法令に従い、当社の全株式を取得することを予定しておりますので、この場合には当社の普通株式は上場廃止となります。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

当社は、公開買付者より、本公開買付け成立後のいわゆる二段階買収に関する事項につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けにより、当社の全株式を取得できない場合には、本公開買付け終了後に以下に述べる方法により、公開買付者が当社の全株式を所有する手続きを実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの終了後に、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること(ただし、別の種類の株式について上場申請は行わない予定です。)、以上①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会及び上記②の定款変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する予定です。なお、公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続きが実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数(合計数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定であります。公開買付者が発行済株式の 100%を所有するよう、公開買付者以外の当社の株主に交付しなければならない当社株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定です。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第 116 条及び第 117 条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会

社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社株主の当社の普通株式の保有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法もしくは有無に変更が生じる可能性があります。上記臨時株主総会及び種類株主総会の開催につきましては平成 22 年 1 月を目処としておりますが、以上の場合における具体的な手続き及び実施時期等については、当社と公開買付者との間で協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

なお、本書は、上記臨時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますよう、お願いいたします。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関である野村證券に当社の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法によって、当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成 21 年 8 月 14 日に当社の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	2,693 円～3,080 円
類似会社比較法	2,628 円～5,719 円
DCF 法	3,249 円～5,080 円

市場株価平均法では、算定基準日を平成 21 年 8 月 13 日として、算定基準日終値、直近1週間の終値の平均、直近1ヶ月の終値の平均、平成 21 年7月 8 日付「平成 22 年 2 月期 第 1 四半期決算短信(非連結)」公表翌営業日から算定基準日までの終値の平均及び直近 3 ヶ月の終値の平均を採用し、普通株式1株当たりの価値の範囲を 2,693 円から 3,080 円までと分析しています。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を 2,628 円から 5,719 円までと分析しています。

DCF 法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 22 年 2 月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの価値の範囲を 3,249 円から 5,080 円までと分析しています。

公開買付者は、野村證券による当社普通株式の株式価値算定の結果を参考として、当社と協議の上、当社における本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成

21年8月14日に本公開買付けの買付価格を3,750円に決定いたしました。

なお、本公開買付けの買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成21年8月13日の東証二部における当社普通株式の終値3,080円に対して21.75%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成21年8月13日までの東証二部における当社普通株式の終値の1ヶ月平均値2,891円（小数点以下を四捨五入）に対して29.71%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成21年8月13日までの東証二部における当社普通株式の終値の3ヶ月平均値2,693円（小数点以下を四捨五入）に対して39.25%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成21年8月13日までの東証二部における当社普通株式の終値の6ヶ月平均値2,570円（小数点以下を四捨五入）に対して45.91%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

一方、当社は、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングに当社の株式価値の算定を依頼し、平成21年8月13日付で株式価値算定書を取得しております。

エイ・ジー・エス・コンサルティングは、当社の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。株式価値算定書では、当社が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似公開企業比較法及びDCF法を用いて、当社の株式価値分析を行いました。エイ・ジー・エス・コンサルティングが各手法に基づき分析した株式価値の算定結果は以下のとおりです。

- (一) 市場株価法は、当社の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価法では、平成21年8月13日を評価基準日とし、直近の値付状況等を鑑みて、当社株式の東証二部における直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値を分析した上で、当社の1株当たりの株式価値を2,570円から2,891円と算定しております。
- (二) 類似公開企業比較法は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価法と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考え、採用しております。類似公開企業比較法では、上場類似企業の各種比準倍率を分析した上で、当社の1株当たりの株式価値を2,773円から3,606円と算定しております。
- (三) DCF法は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF法では、当社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、当社の1株当たりの株式価値を3,610円から3,948円と算定しております。また、将来の利益計画上、大幅な増減を見込んでおりません。

当社の取締役会は、エイ・ジー・エス・コンサルティングによる当社普通株式の株式価値算定の結果及びかかる結果についての説明を参考として、本公開買付けの買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討した結果、本取引が当社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な当社の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な価格による当社普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応

募されることを勧めることを平成 21 年 8 月 14 日に決議しました。また、当社は、その保有する自己株式を本公開買付けに一切応募しないことを決定しております。

② 独立した法律事務所等からの助言・意見

当社の取締役会は、公開買付者及び当社とは独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受け、それに従うことにより、意思決定過程における透明性・合理性を確保しております。そして、本公開買付けに賛同することが、当社の企業価値の向上に繋がるものか、慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けの買付価格その他の条件は妥当であると判断し、本公開買付けに賛同することを決定いたしました。なお、当社は、当初からシティユーワ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任しており、リーガル・アドバイザーを変更した事実はありません。

③ 取締役及び監査役の承認

当社は、平成 21 年 8 月 14 日開催の取締役会において、上記①、②及び下記④に記載した協議・検討を経て、本取引が当社の経営基盤を強化し、今後の中長期的な当社の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な価格により当社普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

なお、当社の代表取締役会長兼社長である石原坂寿美江氏は、公開買付者の代表取締役及び株主であるとともに、公開買付者との間で本公開買付けにおいてその保有する当社普通株式の全部を応募する旨の合意をしており、本公開買付けの決済後に公開買付者への出資を予定していること、当社の取締役である石原坂多聞氏は、公開買付者との間で、本公開買付けにおいてその保有する当社普通株式の全部を応募する旨の合意をしており、本公開買付けの決済後に公開買付者への出資を予定していることから、当社との構造的な利益相反状態になることに鑑み、石原坂寿美江氏及び石原坂多聞氏は特別利害関係人として、本公開買付けの賛同決議を含む本取引に関する取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議にも参加していません。

上記取締役会には、特別利害関係を有する石原坂寿美江氏及び石原坂多聞氏を除き、当社取締役の全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議しました。

さらに、上記取締役会には当社監査役の全員が出席し、出席した監査役はいずれも石原坂寿美江氏及び石原坂多聞氏を除くすべての当社の取締役が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

④ 特別委員会の設置及び特別委員会への諮問

当社取締役会は、平成21年7月31日、その決議に基づき、本公開買付けの公正さを確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、特別委員会を設置し、本公開買付けに対し、当社取締役会は賛同すべきか、反対すべきか、又は意見を留保すべきかについて、特別委員会に対し諮問いたしました。当社取締役会は、特別委員会の委員として、公開買付者及び当社から客観的かつ実質的に独立性を有し監督能力・アドバイス能力を備えている吉村仁氏(当社の社外取締役)、住友幸一氏(当社の社外監査役)及び多田光毅氏(隼あすか法律事務所のパートナー弁護士)の3名を選定しています。なお、当社は当初からこの3名を特別委員会の委員として選定しており、特別委員会の委員を変更した事実はありません。特別委員会は複数回に渡り

開催され、本公開買付けの中立性及び公正性が担保されているか、より具体的には、本取引の目的は正当なものであるか否か、本公開買付けにおける買付条件(買付価格を含みます。)は妥当なものであるか否か、及び本公開買付けにおいて手続きの適正性は保たれているか否か等の観点から、当社取締役会が本公開買付けに対して表明すべき意見の内容について検討を行いました。また、特別委員会は、かかる検討を行うにあたり、本取引により当社の企業価値が向上するか否か、本取引の手続きの適正が保たれているか否か等につき、公開買付者及び当社取締役に対してヒアリングを行いました。さらに、特別委員会は、当社の第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングが当社に対して提出した株式価値算定書を参考とするとともに、エイ・ジー・エス・コンサルティングから、本公開買付けの買付価格について説明を受けました。特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、本公開買付けに対して賛同意見を表明することも妥当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議し、平成21年8月14日に、当社取締役会に対して、かかる答申を提出しました。

⑤ 買付け等の期間を比較的長期に設定

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)を法令に定められた最短期間である20営業日よりも長期間である30営業日としております。公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保することで、買付価格の公正性をも担保することを意図しております。また、公開買付者以外の者による買付等の機会が不当に制限されることがないように、公開買付者と当社とは、当社が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意を行っておりません。

3 公開買付者と当社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、当社の代表取締役会長兼社長である石原坂寿美江氏及び取締役である石原坂多聞氏を含む当社大株主との間で、公開買付応募契約を平成21年8月14日付で締結しており、同契約に基づき、当社大株主が所有する当社の株式全部(合計4,960,300株)について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

また、公開買付応募契約において、当社大株主は、同契約締結後に開催される当社の株主総会において上程された議案につき、当社大株主又は公開買付者がその時点において議決権を有する当社株式に関して、公開買付者の指示に従って又は公開買付者と共同で議決権を行使すること、及び、本契約締結後に所有することがある当社株式に関する株主権の行使については、これを公開買付者と共同で行使することを合意しております。

4 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以上

※ 添付資料:

平成21年8月14日付「株式会社オオゼキの普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

【添付資料】

平成 21 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 ひまわり株式会社
代表者名 代表取締役 石原坂 寿美江

株式会社オオゼキの普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ひまわり株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、平成 21 年 8 月 14 日、下記のとおり株式会社オオゼキ(以下「対象者」といいます。)の普通株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、公開買付者の代表取締役である石原坂寿美江氏がその発行済株式の全てを所有しており、公開買付者は、対象者の株券等を取得及び保有すること等を目的として設立された会社です。

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)の全てを取得し、対象者普通株式を非上場化することを目的として、本公開買付けを実施いたします。なお、本公開買付けは、対象者が平成 21 年 7 月 9 日に提出した第 52 期第 1 四半期報告書に記載された平成 21 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数(12,651,000 株)から、上記四半期報告書に記載された平成 21 年 2 月 28 日現在の自己株式(946,920 株)、石原坂寿美江氏が保有する株式(3,000,000 株)、石原坂多聞氏が保有する株式(155,500 株)及び佐藤由美氏が保有する株式(1,804,800 株)を控除した株式数(6,743,780 株)の 2 分の 1 に相当する株式数(3,371,890 株)に、石原坂寿美江氏が保有する株式(3,000,000 株)、石原坂多聞氏が保有する株式(155,500 株)及び佐藤由美氏が保有する株式(1,804,800 株)を加えた株式数(8,332,190 株)を買付予定数の下限と設定しております。

本公開買付けは、マネジメント・バイアウト(MBO)(注)のための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として行うことを企図しております。公開買付者の代表取締役であり、対象者の代表取締役会長兼社長である石原坂寿美江氏は、対象者の企業理念である、顧客、株主、社員の「幸福の循環」を継続的に実現するためには、対象者普通株式を非上場化することが必要ではないかと考え、対象者の中長期的な視点に立ち、事業戦略や資本政策についての検討を重ねてきました。その結果、今般、マネジメント・バイアウトの手法を用いて、対象者を公開買付者の完全子会社とし、対象者普通株式を非上場化することが最善であると判断いたしました。また、公開買付者は、石原坂寿美江氏、石原坂多聞氏及び佐藤由美氏(以下、総称して「対象者大株主」といいます。)から、それぞれが保有する対象者普通株式の全部(合計 4,960,300 株)について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。本公開買付けが成立した場合は、対象者大株主は、本公開買付けの決済後に合計で約 163 億円を公開買付者に出資する予定です。

さらに、公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金として、金融機関から最大 450 億円程度の融資を受けることを予定しています。当該融資に係る契約では、公開買付者が保有する対象者株式等を当該融資の担保に供し、対象者が公開買付者の完全子会社となった後は、対象者が公開買付者の連帯保証人となり、また対象者の一定の資産等を当該融資の担保に供する可能性があります。

(注) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、金融投資家と共同して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

② 本公開買付け後の経営体制

石原坂寿美江氏は、本公開買付けの終了後も継続して対象者の代表取締役会長兼社長として対象者の経営にあたる予定ですが、詳細については、今後対象者と協議しながら決定していく予定です。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程

対象者は、故代表取締役会長である佐藤達雄氏が、昭和 32 年に個人商店として創業し、地域住民への食料品(乾物主体)販売を開始いたしました。その後、昭和 33 年9月に有限会社大関総合食品を設立、昭和 38 年5月に生鮮品のテナントを導入し、更に消費者の支援をいただくに至りました。また、昭和 40 年8月にテナント部分を自社営業に変え、スーパーマーケットとして現在の業態が確立いたしました。その後、昭和 50 年8月に有限会社大関総合食品を改組し、株式会社大関総合食品(現 株式会社オオゼキ)を設立(当時の代表取締役社長は佐藤達雄氏、資本金は 1,500 千円)いたしました。

対象者は、顧客、株主、社員の「幸福の循環」を心から信じ、今日いらっしゃったお客さまに明日も来ていただくために、すべての従業員が一人一人のお客様に正面から向き合い、謙虚に教えを請い、全身全霊でお応えすることが、お客様の幸福につながり、対象者の発展にもつながり、その結果、そこで働く従業員の幸福、対象者の株主の皆様のご幸福につながると確信しております。

昭和 32 年の創業以来、対象者は、「お客様第一主義」を企業理念として、つねに「新鮮で高品質な食材を、お値打ち価格で提供する」ことを基本に、小売商店から脱皮して合理的なビジネスへの変革をはかってきました。スーパー業界の大型店舗化、チェーン店化などの大きな流れとは別に、生鮮品を中心に地域の暮らしに密着した“食”の提供者であることにこだわり、よりお客様本位の経営を実践してきました。社員の一人一人がお客様とのダイレクトなコミュニケーションによって、お客様がいま何を求めているのか、何に興味を持っているのかをより細かく、的確に把握するために、毎日繰り返しられるお客様との出逢いを特に大切にしています。そして、そのご要望にいち早く対応することで、効率性の高い戦略を生み出してきました。

わが国の経済は、原油価格や資源価格の高騰により個人消費が低迷し、また、米国に端を発する世界的な金融不安と、株式や為替の急激な相場変動等による企業業績や雇用・所得環境の急激な悪化により、景気の後退が鮮明になってきております。一方、対象者の属する食品スーパー業界においては、消費者の節約志向や生活防衛意識の高まりの中で、いわゆる「内食化」傾向による需要の拡大とともに、コストパフォーマンスに対するより厳しい選別と、業種・業態を越えた競合の激化が進行しております。

このような環境の中で、対象者は新聞・テレビ等で報道される経済動向や同業他社のディスカウント路線にむやみに対応するのではなく、改めて対象者の基本理念である「お客様第一主義」を確認・徹底することにより、お客様からの「買物をするならオオゼキ」の期待と信頼を強化・拡大することに注力してまいりました。

しかしながら、今後も消費者の低価格志向やコストパフォーマンスに対する意識は高まるものと予想され、それに伴い、対象者を取り巻く経営環境は一層の厳しさを増すものと見込まれます。したがって、対象者は、これまで以上に「お客様第一主義」を徹底し、お客様からの信頼の維持・拡大に一層注力していく必要があると考えております。また、各地域においても、今後、同業他社のディスカウント戦略や大手チェーンストアによる小規模店舗戦略などによる厳しい競争は避けられないものと予想されるため、「個店主義」や「地域密着主義」による各地域に特有のライフスタイルやお客様のニーズに対する細かな対応が改めて重要となってくると考えております。公開買付者は、こうした厳しい事業環境下で対象者が勝ち抜いていくためには、対象者のビジネスモデルを更に進化させ、対象者の経営資源(ヒト、モノ、カネ)を再配分し、さらに競争力を持った、地域に貢献できる企業への変革が必要不可欠であると考えております。

こうした変革を実施するにあたっては、初期投資費用や特別損失等の一時的な費用の発生等も見込まれ、短期的ではあるものの、対象者の経営に重大な影響を与え、対象者の株主の皆様にも短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。さらには、対象者が、中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な事業改革を機動的に遂行するためには、短期的な業績に左右されることなく、公開買付者、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって取り組む必要があります。そうしたことを踏まえ、公開買付者は、対象者の株主の皆様にも経営改革に伴い発生するリスクの負担が及ばぬように回避しつつ、対象者が持続的な成長を続ける企業体質を有する企業へと変換するためには、マネジメント・バイアウトの手法により、公開買付者が対象者の全株式を取得することにより、非上場化することが最も有効な手段であるという結論に至りました。また、公開買付者が全ての対象者普通株式を取得し、実質的に資本と経営を一体とすることにより、対象者の経営陣及び従業員に対しての求心力を高められるものと考えられます。

対象者は、平成 11 年に日本証券業協会に店頭登録し、平成 16 年にはジャスダック証券取引所に株式を上場し、平成 18 年には東京証券取引所市場第二部(以下「東証二部」といいます。)に株式を上場しており、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、現在の対象者の財務状況等からは、当面はエクイティ・ファイナンスによる資金調達は見込まれず、また、企業の内部統制(J-SOX)や四半期決算への対応など、近年の度重なる法制度の改正等により、資本市場に対する規制も強化されており、株式の上場を維持するために必要なコスト(株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用等)は、今後、益々増大することが見込まれることから、今後も継続して株式を上場することにより得られるデメリットがメリットを上回るものと考え、この点からも、マネジメント・バイアウトの手法が対象者の中長期的な企業価値の向上にとって最善の手段であると考えに至りました。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成 21 年8月 14 日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	2,693 円～3,080 円
類似会社比較法	2,628 円～5,719 円
DCF法	3,249 円～5,080 円

市場株価平均法では、算定基準日を平成 21 年8月 13 日として、算定基準日終値、直近1週間の終値の平均、直近1ヶ月の終値の平均、平成 21 年7月8日付「平成 22 年2月期 第1四半期決算短信(非連結)」公表翌営業日から算定基準日までの終値の平均及び直近3ヶ月の終値の平均を採用し、普通株式1株当たりの価値の範囲を 2,693 円から 3,080 円までと分析しています。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を 2,628 円から 5,719 円までと分析しています。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 22 年2月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を 3,249 円から 5,080 円までと分析しています。

公開買付者は、野村證券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考として、対象者と協議の上、対象者における本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 21 年8月 14 日に本公開買付けの買付価格を 3,750 円に決定いたしました。

なお、本公開買付けの買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成 21 年8月 13 日の東証二部における対象者普通株式の終値 3,080 円に対して 21.75%(小数点以下第三位を四捨五入)、平成 21 年8月 13 日までの東証二部における対象者普通株式の終値の1ヶ月平均値

2,891 円(小数点以下を四捨五入)に対して 29.71%(小数点以下第三位を四捨五入)、平成 21 年8月 13 日までの東証二部における対象者普通株式の終値の3ヶ月平均値 2,693 円(小数点以下を四捨五入)に対して 39.25%(小数点以下第三位を四捨五入)、平成 21 年8月 13 日までの東証二部における対象者普通株式の終値の6ヶ月平均値 2,570 円(小数点以下を四捨五入)に対して 45.91%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを加えた金額となります。

一方、対象者は、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング(以下「エイ・ジー・エス・コンサルティング」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 21 年8月 13 日付で株式価値算定書を取得しております。なお、対象者は、当初からエイ・ジー・エス・コンサルティングに対象者の株式価値の算定を依頼しており、算定機関を変更した事実はありません。

エイ・ジー・エス・コンサルティングは対象者の取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価法、類似公開企業比較法及びDCF法を用いて、対象者の株式価値分析を行いました。エイ・ジー・エス・コンサルティングが各手法に基づき分析した株式価値の算定結果は以下のとおりです。

- (一) 市場株価法は、対象者の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価法では、平成 21 年8月 13 日を評価基準日とし、直近の値付状況等を鑑みて、対象者株式の東証二部における直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値を分析した上で、対象者の1株当たりの株式価値を 2,570 円から 2,891 円と算定しております。
- (二) 類似公開企業比較法は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価法と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考え、採用しております。類似公開企業比較法では、上場類似企業の各種比準倍率を分析した上で、対象者の1株当たりの株式価値を 2,773 円から 3,606 円と算定しております。
- (三) DCF法は、企業の将来キャッシュフロー(収益力)に基づく評価手法であるため、継続企業(ゴーイング・コンサーン)の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF法では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、対象者の1株当たりの株式価値を 3,610 円から 3,948 円と算定しております。また、将来の利益計画上、大幅な増減を見込んでおりません。

対象者の取締役会は、エイ・ジー・エス・コンサルティングによる対象者普通株式の株式価値算定の結果及びかかる結果についての説明を参考として、本公開買付けの買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討した結果、本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な対象者の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して、合理的な価格による対象者普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることを平成 21 年8月 14 日に決議しました。また、対象者は、その保有する自己株式を本公開買付けに一切応募しないことを決定しております。

なお、対象者はエイ・ジー・エス・コンサルティングから買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

② 独立した法律事務所等からの助言

対象者の取締役会は、公開買付者及び対象者とは独立したリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的

助言を受け、それに従うことにより、意思決定過程における透明性・合理性を確保しております。そして、本公開買付けに賛同することが、対象者の企業価値の向上に繋がるものか、慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けの買付価格その他の条件は妥当であると判断し、本公開買付けに賛同することを決定いたしました。なお、対象者は、当初からシティユーワ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任しており、リーガル・アドバイザーを変更した事実はありません。

③ 取締役及び監査役の承認

対象者は、平成21年8月14日開催の取締役会において、上記①、②及び下記④に記載した協議・検討を経て、本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な対象者の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して、合理的な価格により対象者普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

なお、対象者の代表取締役会長兼社長である石原坂寿美江氏は、公開買付者の代表取締役及び株主であるとともに、公開買付者との間で本公開買付けにおいてその保有する対象者普通株式の全部を応募する旨の合意をしており、本公開買付けの決済後に公開買付者への出資を予定していること、対象者の取締役である石原坂多聞氏は、公開買付者との間で、本公開買付けにおいてその保有する対象者普通株式の全部を応募する旨の合意をしており、本公開買付けの決済後に公開買付者への出資を予定していることから、対象者との構造的な利益相反状態になることに鑑み、石原坂寿美江氏及び石原坂多聞氏は特別利害関係人として、本公開買付けの賛同決議を含む本取引に関する取締役会決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議にも参加しておりません。

上記取締役会には、特別利害関係を有する石原坂寿美江氏及び石原坂多聞氏を除き、対象者取締役の全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意を表明することを決議しました。

さらに、上記取締役会には対象者監査役の全員が出席し、出席した監査役はいずれも石原坂寿美江氏及び石原坂多聞氏を除くすべての対象者の取締役が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

④ 特別委員会の設置及び特別委員会への諮問

対象者の取締役会は、平成21年7月31日、その決議に基づき、本公開買付けの公正さを確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、特別委員会を設置し、本公開買付けに対し、対象者の取締役会は賛同すべきか、反対すべきか、又は意見を留保すべきかについて、特別委員会に対し諮問いたしました。対象者の取締役会は、特別委員会の委員として、公開買付者及び対象者から客観的かつ実質的に独立性を有し監督能力・アドバイス能力を備えている吉村仁氏(対象者の社外取締役)、住友幸一氏(対象者の社外監査役)及び多田光毅氏(隼あすか法律事務所のパートナー弁護士)の3名を選定しています。なお、対象者は、当初からこの3名を特別委員会の委員として選定しており、特別委員会の委員を変更した事実はありません。特別委員会は複数回に渡り開催され、本公開買付けの中立性及び公正性が担保されているか、より具体的には、本取引の目的は正当なものであるか否か、本公開買付けにおける買付条件(買付価格を含みます。)は妥当なものであるか否か、及び本公開買付けにおいて手続きの適正性は保たれているか否か等の観点から、対象者の取締役会が本公開買付けに対して表明すべき意見の内容について検討を行いました。また、特別委員会は、かかる検討を行うにあたり、本取引により対象者の企業価値が向上するか否か、本取引の手続きの適正性が保たれているか否か等につき、公開買付者及び対象者取締役に対してヒアリングを行いました。さらに、特別委員会は、かかる検討にあたり、対象者の第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングが対象者に対して提出した株式価値算定書を参考とするとともに、エイ・ジー・エス・コンサルティングから、本公開買付けの買付価格について説明を受けました。特別委員会は、これらの結果を踏まえつつ諮問事項につき慎重に検討した結果、本公開買付けに対して賛同意見を表明することも妥当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議し、平成21年8月14日に、対象者の取締役会に対して、かかる答申を提出しました。

⑤ 買付け等の期間を比較的長期に設定

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ 30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保することで、買付価格の公正性をも担保することを意図しております。また、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、公開買付者と対象者とは、対象者が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意を行っておりません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)

公開買付者は、本公開買付けの終了後に対象者の全株式を取得できない場合には、本公開買付け終了後に以下に述べる方法により、公開買付者が対象者の全株式を所有する手続きを実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの終了後に、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付すること(ただし、別の種類の株式について上場申請は行わない予定です。)、以上①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会及び上記②の定款変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数(合計数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。対象者が、公開買付者が発行済株式の 100%を所有するよう、公開買付者以外の対象者の株主に交付しなければならない対象者株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定です。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第 116 条及び第 117 条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の対象者株主の対象者の普通株式の保有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法もしくは有無に変更が生じる可能性があります。

上記臨時株主総会及び種類株主総会の開催につきましては平成 22 年1月を目処としておりますが、以上の場合における具体的な手続き及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本書は、上記臨時株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザー

にご確認いただきますよう、お願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

前述のとおり、公開買付者は対象者普通株式の非上場化を目的としているため、本公開買付けの結果、東京証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の普通株式は、所定の手続きを経て、上場廃止となります。

また、上記基準のいずれにも該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け後に、適用ある法令及び上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」に記載の手続きに従い、対象者の全株式を取得することを予定しており、この場合には対象者の普通株式は上場廃止となります。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

(平成 21 年 2 月 28 日現在)

① 商号	株式会社オオゼキ																					
② 主な事業内容	(1)食料品及び日用品雑貨物類の販売 (2)酒類及び煙草の販売 (3)損害保険代理業 (4)生命保険の募集に関する業務 (5)不動産の賃貸・管理及び運営 (6)全各号に附帯する一切の業務																					
③ 設立年月日	昭和 50 年 8 月 1 日																					
④ 本店所在地	東京都世田谷区松原四丁目 10 番 4 号																					
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 石原坂 寿美江																					
⑥ 資本金	1,515,150 千円																					
⑦ 大株主及び持株比率	<table border="0"> <tr> <td>石原坂 寿美江</td> <td>23.71 %</td> </tr> <tr> <td>佐藤 由美</td> <td>14.27 %</td> </tr> <tr> <td>ピーピーエイチ フォー フィデリティー ロープライス スtockファンド</td> <td>8.77 %</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>3.84 %</td> </tr> <tr> <td>モルガン・スタンレーアークカンパニーインク</td> <td>3.26 %</td> </tr> <tr> <td>日興シティ信託銀行株式会社(投信口)</td> <td>2.37 %</td> </tr> <tr> <td>アールピーシー テクシア インベスター サービスーズ' トラスト, ロンドン クライアント アカウント</td> <td>2.08 %</td> </tr> <tr> <td>オオゼキ従業員持株会</td> <td>1.82 %</td> </tr> <tr> <td>佐藤 晴美</td> <td>1.59 %</td> </tr> <tr> <td>ノーサン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント</td> <td>1.41 %</td> </tr> </table>		石原坂 寿美江	23.71 %	佐藤 由美	14.27 %	ピーピーエイチ フォー フィデリティー ロープライス スtockファンド	8.77 %	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.84 %	モルガン・スタンレーアークカンパニーインク	3.26 %	日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	2.37 %	アールピーシー テクシア インベスター サービスーズ' トラスト, ロンドン クライアント アカウント	2.08 %	オオゼキ従業員持株会	1.82 %	佐藤 晴美	1.59 %	ノーサン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント	1.41 %
石原坂 寿美江	23.71 %																					
佐藤 由美	14.27 %																					
ピーピーエイチ フォー フィデリティー ロープライス スtockファンド	8.77 %																					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.84 %																					
モルガン・スタンレーアークカンパニーインク	3.26 %																					
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	2.37 %																					
アールピーシー テクシア インベスター サービスーズ' トラスト, ロンドン クライアント アカウント	2.08 %																					
オオゼキ従業員持株会	1.82 %																					
佐藤 晴美	1.59 %																					
ノーサン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント	1.41 %																					
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	該当事項はありません。																				
	人的関係	公開買付者の代表取締役である石原坂寿美江は、対象者の代表取締役を兼務しております。																				
	取引関係	該当事項はありません。																				
	関連当事者への該当状況	公開買付者の代表取締役であり議決権の 100%を保有する石原坂寿美江は、対象者の代表取締役会長兼社長を兼務しております。																				

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成21年8月18日(火曜日)から平成21年10月1日(木曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 1株につき、金 3,750 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成 21 年8月 14 日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	2,693 円～3,080 円
類似会社比較法	2,628 円～5,719 円
DCF法	3,249 円～5,080 円

市場株価平均法では、算定基準日を平成 21 年8月 13 日として、算定基準日終値、直近 1 週間の終値の平均、直近1ヶ月の終値の平均、平成 21 年7月8日付「平成 22 年2月期 第1四半期決算短信(非連結)」公表翌営業日から算定基準日までの終値の平均及び直近3ヶ月の終値の平均を採用し、普通株式1株当たりの価値の範囲を 2,693 円から 3,080 円までと分析しています。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を 2,628 円から 5,719 円までと分析しています。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 22 年2月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を 3,249 円から 5,080 円までと分析しています。

公開買付者は、野村證券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考として、対象者と協議の上、対象者における本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 21 年8月 14 日に本公開買付けの買付価格を 3,750 円に決定いたしました。

なお、本公開買付けの買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成 21 年8月 13 日の東証二部における対象者普通株式の終値 3,080 円に対して 21.75%(小数点以下第三位を四捨五入)、平成 21 年8月 13 日までの東証二部における対象者普通株式の終値の1ヶ月平均値 2,891 円(小数点以下を四捨五入)に対して 29.71%(小数点以下第三位を四捨五入)、平成 21 年8月 13 日までの東証二部における対象者普通株式の終値の3ヶ月平均値 2,693 円(小数点以下を四捨五入)に対して 39.25%(小数点以下第三位を四捨五入)、平成 21 年8月 13 日までの東証二部における対象者普通株式の終値の6ヶ月平均値 2,570 円(小数点以下を四捨五入)に対して 45.91%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを加えた金額となります。

② 算定の経緯

(買付価格の決定に至る経緯)

公開買付者の代表取締役である石原坂寿美江氏は、平成 21 年春ごろから、対象者の企業理念である、顧客、株主、社員の「幸福の循環」を実現することによる中長期的な企業価値の向上を目的として、対象者普通株式の非上場化の検討を開始いたしました。対象者普通株式の非上場化の実行を検討するにあたり、公開買付者は対象者の株式価値の算定を開始するため、平成 21 年7月、第三者算定機関として野村証券を選任し、野村証券に対して対象者の株式価値の算定を依頼した結果、平成 21 年8月 14 日付で株式価値算定書を受領しています。

公開買付者は、買付価格の決定にあたり、野村証券より提出された株式価値算定書を参考にいたしました。株式価値算定書において、野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、その結果、市場株価平均法では 2,693 円から 3,080 円、類似会社比較法では 2,628 円から 5,719 円、DCF法では 3,249 円から 5,080 円が対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲として算定されています。

公開買付者は、提出された株式価値算定書の算定結果を参考として、対象者と協議の上、対象者における本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 21 年8月 14 日に本公開買付けの買付価格を決定いたしました。

(買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について)

「1. 買付け等の目的」の「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

③ 算定機関との関係

野村証券は、公開買付者の関連当事者に該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
11,704,080 (株)	8,332,190(株)	—(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,332,190株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である11,704,080株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成21年7月9日に提出した第52期第1四半期報告書に記載された平成21年2月28日現在の発行済株式総数(12,651,000株)から、上記四半期報告書に記載された平成21年2月28日現在の自己株式(946,920株)を控除した株式数です。

(注3) 買付予定数の下限は、対象者が平成21年7月9日に提出した第52期第1四半期報告書に記載された平成21年2月28日現在の発行済株式総数(12,651,000株)から、上記四半期報告書に記載された平成21年2月28日現在の自己株式(946,920株)、石原坂寿美江氏が保有する株式(3,000,000株)、石原坂多聞氏が保有する株式(155,500株)及び佐藤由美氏が保有する株式(1,804,800株)を控除した株式数(6,743,780株)の2分の1に相当する株式数(3,371,890株)に、石原坂寿美江氏が保有する株式(3,000,000株)、石原坂多聞氏が保有する株式(155,500株)及び佐藤由美氏が保有する株式(1,804,800株)を加えた株式数(8,332,190株)です。

(注4) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注5) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	49,603 個	(買付け等前における株券等所有割合 42.38%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	117,040 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	117,036 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その議決権の数49,603個を分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年7月9日に提出した第52期第1四半期報告書に記載された平成21年2月28日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成21年2月28日現在の単元未満株式500株から、平成21年2月28日現在の対象者の保有する単元未満自己株式20株を控除した480株に係る議決権の数である4個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を117,040個として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 43,890,300,000 円

(注) 上記の買付代金は、買付予定数(11,704,080株)に1株当たりの買付価格(3,750円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
ジョインベスト証券株式会社(復代理人) 東京都港区港南二丁目15番1号

② 決済の開始日
平成21年10月8日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付け代理人を通じて応募された方には、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。復代理人であるジョインベスト証券株式会社を通じて応募された場合には、同社のホームページ(<https://www.joinvest.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,332,190株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,332,190株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の15時30分までに応募の受付を行った者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。復代理人であるジョインベスト証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ(<https://www.joinvest.jp/>)に記載される方法によって公開買付け期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成21年8月18日(火曜日)

(11) 公開買付代理人 野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しています。

ジョインベスト証券株式会社(復代理人) 東京都港区港南二丁目15番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」の「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」及び「(5)上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成21年8月14日開催の取締役会において、「1. 買付け等の目的」の「(3)買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の①、②及び④に記載した協議・検討を経て、本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な対象者の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者普通株式の売却機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

② 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、対象者の代表取締役会長兼社長である石原坂寿美江氏及び取締役である石原坂多聞氏を含む対象者大株主との間で、公開買付応募契約を平成21年8月14日付で締結しており、同契約に基づき、対象者大株主が所有する対象者の株式全部(合計4,960,300株)について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

また、公開買付応募契約において、対象者大株主は、同契約締結後に開催される対象者の株主総会において上程された議案につき、対象者大株主又は公開買付者がその時点において議決権を有する対象者株式に関して、公開買付者の指示に従って又は公開買付者と共同で議決権を行使すること、及び、本契約締結後に所有することがある対象者株式に関する株主権の行使については、これを公開買付者と共同で行使することを合意しております。

③ 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程

「1. 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程」をご参照ください。

④ 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

「1. 買付け等の目的」の「(3)買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上